

年生、中学生を対象とした「食生活学習教材」を作成し、配布及びホームページで公開、

②栄養教諭を中核として、学校、家庭、地域が連携しつつ、学校における食育を推進するための事業の展開

など、各種事業を継続的に実施し、学校における食育の推進に努めている。

また、2008（平成20）年3月には、小中学校の学習指導要領の改訂を行い、その総則において、「学校における食育の推進」を明確に位置付けるとともに、家庭科（技術・家庭科）や体育科（保健体育科）、総合的な学習の時間、特別活動など、関連する教科等においても食育に関する記述を充実した。併せて、幼稚園教育要領の改訂も行われ、領域「健康」において、食育の観点からの記述を充実した。

さらに、2009（平成21）年4月には、改正学校給食法（平成20年法律第73号）を施行し、第1条（この法律の目的）において、「学校における食育の推進」を明記するとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する指導を行うことや、校長が食に関する指導の全体計画を作成するなど、必要な措置を講ずることを規定した。

児童福祉施設における食事は、入所する子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。そこで、2009年度に改定された「日本人の食事摂取基準」（2010年版）を受けて、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方について、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、具体的な食事計画の作成や評価など栄養管理の手法について、専門家による検討を行い、2010年3月に「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を取りまとめた。

なお、保育所における食育の推進については、2009年4月に施行された、新たな保育所保育指針（厚生労働省告示第141号）に位置付けられている。

（4）地域における食生活の改善等のための取組の推進

心身ともに健康で豊かな食生活の実現に向け、2000（平成12）年に策定された「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、「何を」「どれだけ」食べたらいいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」の活用促進を図っている。また、米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を促すため、地域の実情に応じた食育の取組や広域的、先進的な食育活動に対する支援等を行った。さらに、学校給食への地場産物の活用など、地域の特性を活かした取組を促進している。

5）子どもの事故防止

（1）子どもの事故予防のための取組

2009（平成21）年12月より、子どもの不慮の事故を予防するため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開している。具体的には、2010（平成22）年9月より、子どもの年齢（月齢）ごとに起こりやすい事故及びその予防策等を、携帯サイト³及びパソコン用ホームページ⁴で紹介するとともに、子どもの不慮の事故を防ぐための注意点や豆知識を、メール配信サービス「子ども安全メール from消費者庁」として、毎週1回配信している。また、2011（平成23）年3月より、子どものけがの体験談やけがを防ぐための工夫を募集し、ホームページで紹介している。

また、2010年度から、子どもの事故予防強

3 「子どもを事故から守る！プロジェクト」携帯サイトURL <http://www.caa.go.jp/m/>

4 「子どもを事故から守る！プロジェクト」パソコン用ホームページ URL <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

化事業において、家庭内における子ども（特に乳幼児）の事故予防のためのパンフレット等を両親学級や集団健診等の場において配布・説明するなど、保護者等に対する意識啓発を行っている。

（2）遊び場の安全対策の推進

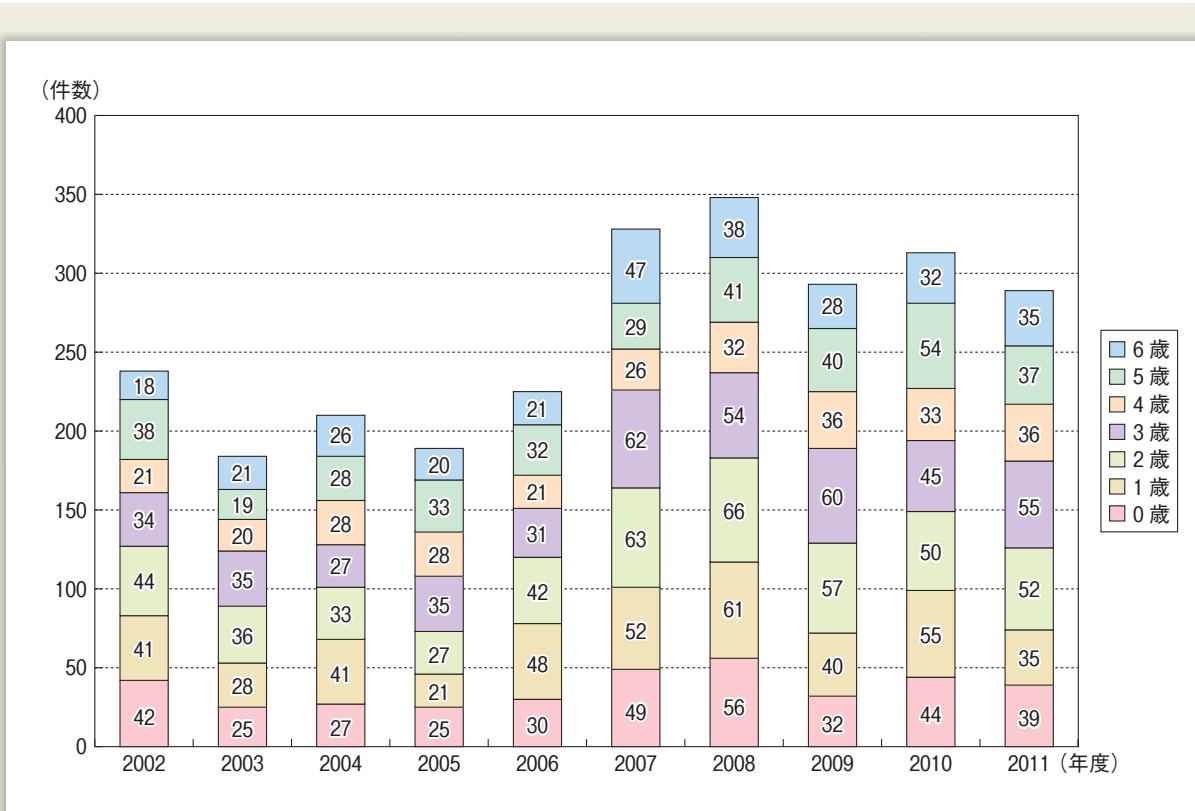
都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2008（平成20）年8月に改定し、各施設管理者への周知徹底を図っている。また、社会資本整備総合交付金等により、都市公園の遊び場の安全・安心対策となる施設整備に対する支援を実施している。

（3）建築物等の安全対策の推進

建築物や昇降機等における子どもの事故を防止し安全を守るためには、建築物等に要求される性能水準を維持し、常時適法な状態に保つことが必要であり、このため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

第2-2-10図 被害者年齢が6歳以下の危害^{※1}に関する相談件数



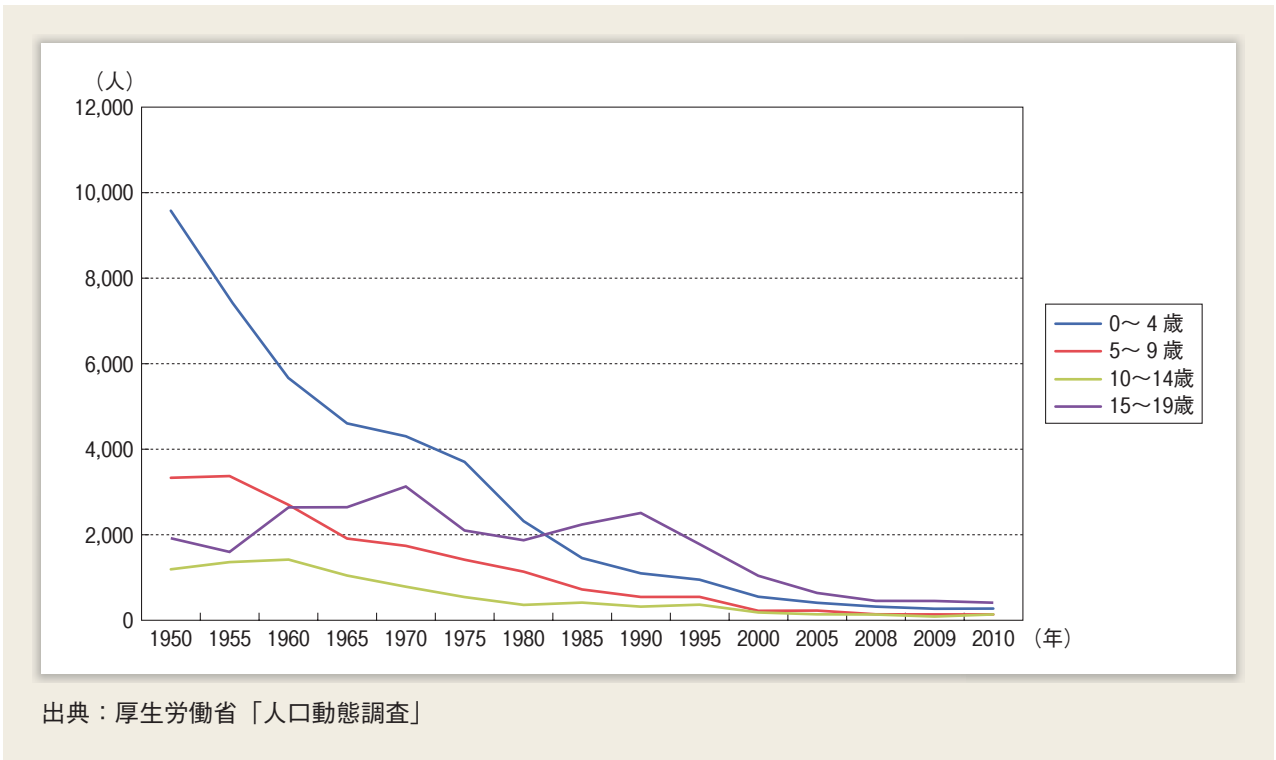
出典：PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)による

※1 商品、役務、設備に関連して、身体に怪我、病気等の疾病を受けたこと

※2 PIO-NETに寄せられた相談のうち、被害者年齢が6歳以下の危害に関する相談（2002～2011年度受付、2012年4月30日までの登録分）

※3 PIO-NET情報は相談者の申し出情報に基づいており、事実関係が必ずしも確認されたものではない。

第2-2-11図 19歳以下の不慮の事故による死亡数の推移



第2-2-12表 19歳以下の不慮の事故による死亡率（人口10万対）

	総数 注1)	0歳 注2)	1歳	2歳	3歳	4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳
不慮の事故	32.2	10.5	5.8	3.2	2.9	2.5	2.3	2.1	7.0
交通事故	5.7	0.8	1.7	0.9	0.8	0.7	1.0	0.8	4.8
転倒・転落	5.9	0.4	0.5	0.1	0.8	0.5	0.2	0.2	0.4
不慮の溺死及び溺水	5.5	0.6	1.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7
不慮の窒息	7.8	7.9	1.7	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3
煙、火・火災への曝露	1.1	0.3	0.1	1.0	0.5	0.4	0.2	0.2	0.1
有害物質による中毒	0.7	—	—	—	—	0.2	0.0	0.0	0.3
その他の不慮の事故	5.5	0.6	0.2	0.2	0.1	—	0.1	0.1	0.3

出典：厚生労働省「人口動態統計」（2010年）

注1）総数は、全年齢層の死亡率である。

注2）0歳は、出生10万対の死亡率である。

注3）計算方法は以下の通りである。

0歳児 死亡数／平成22年の出生数×100,000

その他 年齢階級別死亡数／年齢階級別日本人人口×100,000

6) 犯罪等の被害の防止

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

警察庁においては、子どもを対象とした強

制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、2005（平成17）年から法務省から情報提供を受け、その再犯防止を図ってきたところであるが、制度の見直しを行い、2011（平成23）年4月からは、対象者を訪問

して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

また、防犯ボランティアによるパトロール活動や「子ども110番の家」の活動に対する支援及び学校等と連携した防犯訓練や防犯教室の実施を推進するとともに、不審者情報等の迅速な発信及び共有に努めている。

さらに、2011年度においても、子どもたちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の充実を図っている。

(2) 「安全・安心まちづくり」の推進

防犯まちづくり関係省庁協議会において、「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(2003(平成15)年7月)の着実な実施を図ることなどにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進し、あわせて、住宅についても犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を推進している。また、子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善に努めている。

(3) インターネットに係る有害環境から子どもを守るための取組の推進

携帯電話の使用に起因する子どもの犯罪被害を防止するため、子どもが使用する携帯電話のフィルタリングの普及を目指して、携帯電話販売店等の事業者に対する指導・要請、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動等の取組を推進している。

また、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るため、上記のフィルタリングに係る取組のほか、年齢情報等に基づき、面識のない他人同士の接触を容易にし得る特定の機能を制限する取組であるゾーニ

ングについて、利用者の個別同意を前提とした事業者による自主的導入を支援するとともに、コミュニティサイト会員間のメッセージ機能であるミニメールについて、事業者による自主的な内容確認を支援するなどしている。

7) 子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

近年、環境中の化学物質等が子どもの心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。

環境省は、環境中の化学物質等が子どもの健康に与える影響を解明するため、2010(平成22)年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査」(以下「エコチル調査」という。)を開始した。このエコチル調査は、全国の10万組の親子の協力を得て、血液や尿、母乳などの分析を行うとともに、生まれてくる子どもの健康状態を13歳に達するまで追跡する大規模な疫学調査である。調査で得られた生体試料は長期的に保存し、将来的な調査研究にも備える。

この調査は、環境省の企画立案の下に、国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとしての医学的支援を行いつつ、全国15地域の大学等によるユニットセンターと協力して実施する。調査期間は、リクルート期間(3年間)と追跡期間(13年間)として、2011(平成23)年1月から2027(平成39)年までを予定している。

エコチル調査を実施することで、子どもの発育や発達に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになることから、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価・リスク管理を行うことが可能となる。さらには、安全・安心な子育て環境の実現・少子化対策にも資するものである。

第2-2-13図 エコチル調査について

